

湖北地域幼少年女性防火委員会規約

(名称)

第1条 本会は、湖北地域幼少年女性防火委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、湖北地域消防本部管内における防火、防災にかかる啓発、徹底を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブ(以下「クラブ」という。)の運営指導について研究し、助言し、クラブの健全な育成発展と組織の拡大強化を推進するとともに、消防機関への協力体制を確立し、もって地域住民の生命・身体及び財産の保全を図り、安心安全な地域社会の実現に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防火、防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 防火、防災のための研究及び訓練に関すること。
- (3) クラブの拡充強化に関すること。
- (4) クラブ相互間の連絡、調整に関すること。
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事項。

(組織)

第4条 本会は、湖北地域消防本部の管内に存するクラブをもって組織する。

2 前条の事業を円滑に遂行するため、次の支部を置く。

- (1) 湖北地域幼少年女性防火委員長浜支部
- (2) 湖北地域幼少年女性防火委員会米原支部
- (3) 湖北地域幼少年女性防火委員会東浅井支部
- (4) 湖北地域幼少年女性防火委員会伊香支部

3 前項に定める支部は、長浜消防署管内及び米原消防署管内のクラブをもって構成する。

(役員及び支部役員)

第5条 本会の役員及び支部の役員並びにその選出方法は、次のとおりとする。

役員	定員	選出方法
会長	1人	支部長(以下「委員」という。)の中から互選する。
副会長	1人	会長以外の委員の中から互選する。
監事	2人	委員

支部役員	定員	選出方法
支部長	1人	当該支部の女性防火クラブ代表者及び幼年(少年)消防クラブ代表者の中から互選し、正副支部長を決す。
副支部長	1人	

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、会計を監査する。
- (4) 支部長は、支部を代表し支部の業務を統括する。
- (5) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了してもその後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。
- 4 委員報酬は支弁しない。但し、実費弁償を受けることができる。

(顧問)

第8条 本会及び各支部に顧問等を置くことができる。

- 2 委員会に顧問を、支部に参与を置く。
- 3 委員会の顧問は、湖北地域消防本部消防長とする。
- 4 支部の参与は、長浜消防署長、米原消防署長及び東浅井分署長、伊香分署長とする。
- 5 顧問等は、会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集して、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事。
 - (4) その他本会の運営上重要と認める事項
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会計)

第10条 本会の予算は、市、消防組合及び日本防火協会その他団体からの助成金、寄付金、委託金等を歳入とし、委員会の事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会の事務局を湖北地域消防本部長浜消防署に置き、次の者を本会事務の処理に充てる。

- (1) 事務局長 1人
 - (2) 事務局 1人
- 2 各支部の事務局を長浜消防署、米原消防署及び東浅井分署、伊香分署に置き、次の者を支部事務の処理に充てる。

- (1) 事務局 若干名
- 3 本会事務局は、長浜支部事務局を兼ねることができる。
 - 4 事務局長は、本会事務を総理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の承認を得て会長が定める。

付 則

(施行日)

この規約は、平成 18 年 9 月 24 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規約が施行される前の各委員会組織は、この規約施行日をもって湖北地域幼少年女性防火委員会各支部組織に移行するものとする。
- 2 この規約が施行される前の各委員会が計画した本年度事業は、この規約施行後も継続されるものとする。

(施行日)

この規約は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

(施行日)

この規約は、平成 20 年 6 月 8 日から施行する。

(施行日)

この規約は、平成 22 年 6 月 5 日から施行する。

(施行日)

この規約は、平成 23 年 6 月 4 日から施行する。